

法律第三十六号（平二三・五・二）

◎民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律

（民事訴訟法の一部改正）

第一条 民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第一節 管轄（第四条—第二十二条）
第二節 裁判所職員の除斥及び忌避（第二十三条—第二十七条）」

を

「第一節 日本の裁判所の管轄権（第三条の二—第三条の十二）
第二節 管轄（第四条—第二十二条）
第三節 裁判所職員の除斥及び忌避（第二十三条—第二十七条）」

に改める。

第一編第二章中第二節を第三節とする。

第五条第十五号中「（相続財産の全部又は一部が同号に定める地を管轄する裁判所の管轄区域内にあるときに限る。）」を削る。

第十条の次に次の二条を加える。

（管轄裁判所の特例）

第十条の二 前節の規定により日本の裁判所が管轄権を有する訴えについて、この法律の他の規定又は他の法令の規定により管轄裁判所が定まらないときは、その訴えは、最高裁判所規則で定める地を管轄する裁判所の管轄に属する。

第十一条第三項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）」を削る。

第一編第二章中第一節を第二節とし、同節の前に次の二条を加える。

第一節 日本の裁判所の管轄権

（被告の住所等による管轄権）

第三条の二 裁判所は、人に対する訴えについて、その住所が日本国内にあるとき、住所がない場合又は住所が知れない場合にはその居所が日本国内にあるとき、居所がない場合又は居所が知れない場合には訴えの提起前に日本国内に住所を有していたとき（日本国内に最後に住所を有していた後に外国に住所を有していたときを除く。）は、管轄権を有する。

- 2 裁判所は、大使、公使その他外国に在ってその国の裁判権からの免除を享有する日本人に対する訴えについて、前項の規定にかかわらず、管轄権を有する。
- 3 裁判所は、法人その他の社団又は財団に対する訴えについて、その主たる事務所又は営業所が日本国内にあるとき、事務所若しくは営業所がない場合又はその所在地が知れない場合には代表者その他の主たる業務担当者の住所が日本国内にあるときは、管轄権を有する。

(契約上の債務に関する訴え等の管轄権)

第三条の三 次の各号に掲げる訴えは、それぞれ当該各号に定めるときは、日本の裁判所に提起することができる。

- | | |
|---|---|
| 一 契約上の債務の履行の請求を目的とする訴え又は契約上の債務に関して行われた事務管理若しくは生じた不当利得に係る請求、契約上の債務の不履行による損害賠償の請求その他契約上の債務に関する請求を目的とする訴え | 契約において定められた当該債務の履行地が日本国内にあるとき、又は契約において選択された地の法によれば当該債務の履行地が日本国内にあるとき。 |
| 二 手形又は小切手による金銭の支払の請求を目的とする訴え | 手形又は小切手の支払地が日本国内にあるとき。 |
| 三 財産権上の訴え | 請求の目的が日本国内にあるとき、又は当該訴えが金銭の支払を請求するものである場合には差し押さえることができる被告の財産が日本国内にあるとき（その財産の価額が著しく低いときを除く。）。 |
| 四 事務所又は営業所を有する者に対する訴えでその事務所又は営業所における業務に関するもの | 当該事務所又は営業所が日本国内にあるとき。 |
| 五 日本において事業を行う者（日本において取引を継続してする外国会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第二号に規定する外国会社をいう。）を含む。）に対する訴え | 当該訴えがその者の日本における業務に関するものであるとき。 |
| 六 船舶債権その他船舶を担保とする債権に基づく訴え | 船舶が日本国内にあるとき。 |
| 七 会社その他の社団又は財団に関する訴えで次に掲げるもの
イ 会社その他の社団からの社員若しくは社員であった者に対する訴え、社員からの社員若しくは社員であった者に対する訴え又は社員であった者からの社員に対する訴えで、社員としての資格に基づくもの | 社団又は財団が法人である場合にはそれが日本の法令により設立されたものであるとき、法人でない場合にはその主たる事務所又は営業所が日本国内にあるとき。 |
| ロ 社団又は財団からの役員又は役員であった者に対する訴えで役員としての資格に基づくもの | |
| ハ 会社からの発起人若しくは発起人であった者又は検査役若しくは検査役であった者に対する訴えで発起人又は検査役としての資格に基づくもの | |
| ニ 会社その他の社団の債権者からの社員又は社員であった者に対する訴えで社員としての資格に基づくもの | |
| 八 不法行為に関する訴え | 不法行為があった地が日本国内にあるとき（外国で行われた加害行為の結果が日 |

九 船舶の衝突その他海上の事故に基づく
損害賠償の訴え

十 海難救助に関する訴え

十一 不動産に関する訴え

十二 相続権若しくは遺留分に関する訴え
又は遺贈その他死亡によって効力を生ず
べき行為に関する訴え

十三 相続債権その他相続財産の負担に關
する訴えで前号に掲げる訴えに該当しな
いもの

(消費者契約及び労働関係に関する訴えの管轄権)

第三条の四 消費者（個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）をいう。以下同じ。）と事業者（法人その他の社団又は財団及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。以下同じ。）との間で締結される契約（労働契約を除く。以下「消費者契約」という。）に関する消費者からの事業者に対する訴えは、訴えの提起の時又は消費者契約の締結の時における消費者の住所が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができる。

2 労働契約の存否その他の労働関係に関する事項について個々の労働者と事業主との間に生じた民事に関する紛争（以下「個別労働関係民事紛争」という。）に関する労働者からの事業主に対する訴えは、個別労働関係民事紛争に係る労働契約における労務の提供の地（その地が定まっていない場合にあっては、労働者を雇い入れた事業所の所在地）が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができる。

3 消費者契約に関する事業者からの消費者に対する訴え及び個別労働関係民事紛争に
関する事業主からの労働者に対する訴えについては、前条の規定は、適用しない。

(管轄権の専属)

第三条の五 会社法第七編第二章に規定する訴え（同章第四節及び第六節に規定するものを除く。）、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十
八号）第六章第二節に規定する訴えその他これらの法令以外の日本の法令により設立

本国内で発生した場合において、日本国内におけるその結果の発生が通常予見すことのできないものであったときを除く。）。

損害を受けた船舶が最初に到達した地が日本国内にあるとき。

海難救助があった地又は救助された船舶が最初に到達した地が日本国内にあるとき。

不動産が日本国内にあるとき。

相続開始の時における被相続人の住所が日本国内にあるとき、住所がない場合又は住所が知れない場合には相続開始の時における被相続人の居所が日本国内にあるとき、居所がない場合又は居所が知れない場合には被相続人が相続開始の前に日本国内に住所を有していたとき（日本国内に最後に住所を有していた後に外国に住所を有していたときを除く。）。

同号に定めるとき。

された社団又は財団に関する訴えでこれらに準ずるものとの管轄権は、日本の裁判所に専属する。

- 2 登記又は登録に関する訴えの管轄権は、登記又は登録をすべき地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に専属する。
- 3 知的財産権（知的財産基本法（平成十四年法律第百二十二号）第二条第二項に規定する知的財産権をいう。）のうち設定の登録により発生するものの存否又は効力に関する訴えの管轄権は、その登録が日本においてされたものであるときは、日本の裁判所に専属する。

（併合請求における管轄権）

第三条の六 一の訴えで数個の請求をする場合において、日本の裁判所が一の請求について管轄権を有し、他の請求について管轄権を有しないときは、当該一の請求と他の請求との間に密接な関連があるときに限り、日本の裁判所にその訴えを提起することができる。ただし、数人からの又は数人に対する訴えについては、第三十八条前段に定める場合に限る。

（管轄権に関する合意）

第三条の七 当事者は、合意により、いずれの国の裁判所に訴えを提起することができるかについて定めることができる。

- 2 前項の合意は、一定の法律関係に基づく訴えに関し、かつ、書面でしなければ、その効力を生じない。
- 3 第一項の合意がその内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）によってされたときは、その合意は、書面によってされたものとみなして、前項の規定を適用する。
- 4 外国裁判所にのみ訴えを提起することができる旨の合意は、その裁判所が法律上又は事実上裁判権を行うことができないときは、これを援用することができない。
- 5 将来において生ずる消費者契約に関する紛争を対象とする第一項の合意は、次に掲げる場合に限り、その効力を有する。
 - 一 消費者契約の締結の時において消費者が住所を有していた国の裁判所に訴えを提起することができる旨の合意（その国の裁判所にのみ訴えを提起することができる旨の合意については、次号に掲げる場合を除き、その国以外の国の裁判所にも訴えを提起することを妨げない旨の合意とみなす。）であるとき。
 - 二 消費者が当該合意に基づき合意された国の裁判所に訴えを提起したとき、又は事業者が日本若しくは外国の裁判所に訴えを提起した場合において、消費者が当該合意を援用したとき。
- 6 将来において生ずる個別労働関係民事紛争を対象とする第一項の合意は、次に掲げる場合に限り、その効力を有する。

一 労働契約の終了の時にされた合意であって、その時における労務の提供の地がある国の裁判所に訴えを提起することができる旨を定めたもの（その国の裁判所にのみ訴えを提起することができる旨の合意については、次号に掲げる場合を除き、その国以外の国の裁判所にも訴えを提起することを妨げない旨の合意とみなす。）であるとき。

二 労働者が当該合意に基づき合意された国の裁判所に訴えを提起したとき、又は事業主が日本若しくは外国の裁判所に訴えを提起した場合において、労働者が当該合意を援用したとき。

（応訴による管轄権）

第三条の八 被告が日本の裁判所が管轄権を有しない旨の抗弁を提出しないで本案について弁論をし、又は弁論準備手続において申述をしたときは、裁判所は、管轄権を有する。

（特別の事情による訴えの却下）

第三条の九 裁判所は、訴えについて日本の裁判所が管轄権を有することとなる場合（日本の裁判所にのみ訴えを提起することができる旨の合意に基づき訴えが提起された場合を除く。）においても、事案の性質、応訴による被告の負担の程度、証拠の所在地その他の事情を考慮して、日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害し、又は適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情があると認めるときは、その訴えの全部又は一部を却下することができる。

（管轄権が専属する場合の適用除外）

第三条の十 第三条の二から第三条の四まで及び第三条の六から前条までの規定は、訴えについて法令に日本の裁判所の管轄権の専属に関する定めがある場合には、適用しない。

（職権証拠調べ）

第三条の十一 裁判所は、日本の裁判所の管轄権に関する事項について、職権で証拠調べをることができる。

（管轄権の標準時）

第三条の十二 日本の裁判所の管轄権は、訴えの提起の時を標準として定める。

第一百四十五条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 日本の裁判所が管轄権の専属に関する規定により第一項の確認の請求について管轄権を有しないときは、当事者は、同項の確認の判決を求めることができない。

第一百四十六条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 日本の裁判所が反訴の目的である請求について管轄権を有しない場合には、被告は、本訴の目的である請求又は防御の方法と密接に関連する請求を目的とする場合に限り、第一項の規定による反訴を提起することができる。ただし、日本の裁判所が管轄権の専属に関する規定により反訴の目的である請求について管轄権を有しないときは、こ

の限りでない。

第一百四十七条中「第百四十五条第三項」を「第百四十五条第四項」に改める。

第三百十二条第二項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 日本の裁判所の管轄権の専属に関する規定に違反したこと。

(民事保全法の一部改正)

第二条 民事保全法（平成元年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「一第十一條」を「・第十条」に、「第十二条」を「第十一条」に改める。

第十条及び第十一条を次のように改める。

第十条 削除

第十一条 保全命令の申立ては、日本の裁判所に本案の訴えを提起することができるとき、又は仮に差し押さえるべき物若しくは係争物が日本国内にあるときに限り、することができる。

第二章第二節の節名、同節第一款の款名及び第十二条の見出しを削り、第十一条の前に次の節名、款名及び見出しを付する。

第二節 保全命令

第一款 通則

(保全命令事件の管轄)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の民事訴訟法の規定（第三条の七を除く。）は、この法律の施行の際現に係属している訴訟の日本の裁判所の管轄権及び管轄に関しては、適用しない。

- 2 第一条の規定による改正後の民事訴訟法第三条の七の規定は、この法律の施行前にした特定の国の裁判所に訴えを提起することができる旨の合意については、適用しない。
- 3 第二条の規定による改正後の民事保全法第十一条の規定は、この法律の施行前にした申立てに係る保全命令事件については、適用しない。

(投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正)

第三条 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）の一部を次のように改正する。

第一百八十五条中「（平成八年法律第百九号）」の下に「第三条の三第七号ハ及び」を加え、「同号ハ」を「これらの規定」に改める。

(犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の一部改正)

第四条 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付隨する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第三十四条中「第一編第二章第二節」を「第一編第二章第三節」に改める。

（人事訴訟法の一部改正）

第五条 人事訴訟法（平成十五年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第二十九条を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

人事に関する訴えについては、民事訴訟法第一編第二章第一節、第百四十五条第三項及び第百四十六条第三項の規定は、適用しない。

第三十条の見出しを「（民事保全法の適用関係等）」に改め、同条中第二項を第三項とし、同条第一項中「（平成元年法律第九十一号）」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

人事訴訟を本案とする保全命令事件については、民事保全法（平成元年法律第九十号）第十一条の規定は、適用しない。

（労働審判法の一部改正）

第六条 労働審判法（平成十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、当該請求について民事訴訟法第一編第二章第一節の規定により日本の裁判所が管轄権を有しないときは、提起があったものとみなされた訴えを却下するものとする。

第二十二条第二項中「事件」の下に「（同項後段の規定により却下するものとされる訴えに係るものと除く。）」を加える。

（内閣総理・法務大臣署名）